

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第11条の2第1項、第12条第1項並びに第14条第2項第4号の2及び第3項の規定に基づき、乗員の範囲等に関する訓令を次のように定める。

昭和37年2月1日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

乗員の範囲等に関する訓令

改正	昭和38年2月15日庁訓第5号 昭和39年8月14日庁訓第28号 昭和40年3月26日庁訓第16号 昭和40年4月15日庁訓第31号 昭和41年4月27日庁訓第17号 昭和41年12月28日庁訓第38号 昭和42年10月24日庁訓第32号 昭和43年8月1日庁訓第6号 昭和44年5月16日庁訓第19号 昭和45年12月24日庁訓第43号 昭和46年12月22日庁訓第47号 昭和47年11月15日庁訓第54号 昭和48年3月29日庁訓第13号 昭和48年10月17日庁訓第52号 昭和48年12月14日庁訓第61号 昭和49年12月23日庁訓第44号 昭和50年9月4日庁訓第40号 昭和51年11月5日庁訓第36号 昭和52年12月22日庁訓第41号 昭和54年6月22日庁訓第27号 昭和55年3月25日庁訓第4号 昭和55年12月1日庁訓第38号 昭和56年12月17日庁訓第45号 昭和57年3月23日庁訓第4号 昭和58年2月8日庁訓第3号 昭和58年5月2日庁訓第20号 昭和58年11月30日庁訓第30号 昭和59年4月11日庁訓第21号 昭和60年1月23日庁訓第1号 昭和60年12月3日庁訓第39号 昭和61年3月19日庁訓第7号 昭和61年12月19日庁訓第49号 昭和62年3月17日庁訓第2号 昭和63年3月31日庁訓第8号 昭和63年5月14日庁訓第33号 平成元年2月28日庁訓第4号 平成元年12月13日庁訓第60号 平成2年3月6日庁訓第3号 平成2年12月26日庁訓第46号 平成4年3月31日庁訓第13号 平成5年5月28日庁訓第42号 平成6年6月24日庁訓第36号 平成8年2月13日庁訓第3号 平成9年3月28日庁訓第8号 平成10年3月25日庁訓第10号 平成11年3月19日庁訓第8号 平成11年8月2日庁訓第42号 平成12年10月6日庁訓第89号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成13年3月27日庁訓第30号 平成15年3月31日庁訓第45号 平成16年4月1日庁訓第42号 平成18年3月27日庁訓第38号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年3月30日省訓第28号 平成20年3月25日省訓第12号 平成20年6月23日海自訓第19号 平成21年3月27日省訓第22号 平成22年3月25日省訓第8号 平成23年4月1日省訓第16号 平成25年3月22日省訓第16号 平成26年3月31日省訓第22号	昭和39年6月19日庁訓第18号 昭和40年2月26日庁訓第9号 昭和40年3月30日庁訓第22号 昭和40年11月18日庁訓第47号 昭和41年12月24日庁訓第36号 昭和42年8月4日庁訓第19号 昭和42年12月27日庁訓第41号 昭和43年12月25日庁訓第49号 昭和44年12月25日庁訓第47号 昭和46年3月1日庁訓第4号 昭和47年5月19日庁訓第26号 昭和47年11月20日庁訓第55号 昭和48年8月13日庁訓第40号 昭和48年10月23日庁訓第55号 昭和49年7月11日庁訓第31号 昭和50年3月31日庁訓第6号 昭和50年11月7日庁訓第45号 昭和52年3月31日庁訓第6号 昭和52年3月28日庁訓第9号 昭和54年12月12日庁訓第37号 昭和55年11月1日庁訓第36号 昭和56年3月25日庁訓第9号 昭和56年12月25日庁訓第46号 昭和58年2月8日庁訓第2号 昭和58年3月29日庁訓第8号 昭和58年11月15日庁訓第28号 昭和59年1月14日庁訓第2号 昭和59年12月22日庁訓第45号 昭和60年3月13日庁訓第4号 昭和60年12月21日庁訓第42号 昭和61年4月5日庁訓第19号 昭和61年12月22日庁訓第50号 昭和62年5月20日庁訓第11号 昭和63年4月8日庁訓第30号 平成元年1月25日庁訓第1号 平成元年3月15日庁訓第16号 平成2年1月31日庁訓第1号 平成2年10月1日庁訓第38号 平成3年12月24日庁訓第36号 平成4年4月10日庁訓第33号 平成6年3月28日庁訓第17号 平成7年6月29日庁訓第45号 平成9年3月6日海自訓第5号 平成9年4月1日庁訓第25号 平成10年3月25日庁訓第12号 平成11年3月23日庁訓第10号 平成12年3月24日庁訓第25号 平成12年12月22日庁訓第94号 平成13年3月2日庁訓第12号 平成13年3月27日庁訓第33号 平成16年3月29日庁訓第22号 平成16年10月28日庁訓第77号 平成18年3月31日庁訓第63号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成20年1月15日省訓第1号 平成20年3月31日省訓第27号 平成20年8月29日省訓第47号 平成21年5月18日省訓第35号 平成22年4月1日省訓第15号 平成25年1月30日省訓第7号 平成26年3月24日省訓第10号 平成26年3月31日省訓第22号	平成30年6月25日省訓第34号 平成31年3月20日省訓第5号 令和2年3月25日省訓第14号 令和2年9月30日省訓第60号 令和3年3月31日省訓第18号 令和5年1月10日省訓第1号 令和6年3月29日省訓第50号
----	---	---	---

平成26年5月30日省訓第35号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年10月18日省訓第62号

平成26年7月31日省訓第61号
平成28年1月29日省訓第4号
平成30年3月26日省訓第15号

(乗員の範囲)

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条の3第1項第1号に掲げる乗員として防衛大臣の定める者は、次に掲げる者とする。ただし、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。）第11条第1項又は第2項の規定により技能証明（技能証明訓令第3条第1項に規定する航空従事者技能証明をいう。以下同じ。）の効力が停止されている者については、この限りでない。

(1) 上級L操縦士若しくはL操縦士の技能証明（以下「L操縦技能証明」という。）又は上級H操縦士若しくはH操縦士の技能証明（以下「H操縦技能証明」という。）を有し、かつ、次に掲げる部隊又は機関に所属する陸上自衛官のうち防衛大臣の指定する者で連絡用航空機（技能証明訓令第3条第2項に規定する連絡用航空機をいう。以下同じ。）又は回転翼航空機に随時乗り組んで操縦を行うことを本務とするもの

- イ 陸上自衛隊の各航空隊
- ロ 陸上自衛隊の各師団の飛行隊
- ハ 陸上自衛隊の各旅団（第12旅団及び第15旅団を除く。）の飛行隊
- ニ 陸上自衛隊の各旅団（第12旅団及び第15旅団に限る。）のヘリコプター隊
- ホ 第1ヘリコプター団
- ヘ 飛行教導隊
- ト 飛行実験隊
- チ 陸上自衛隊航空学校
- リ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
- ヌ 陸上自衛隊航空学校宇都宮校
- ル 陸上自衛隊関東補給処

(2) 高級航空士、上級航空士又は航空士の技能証明（以下「航空技能証明」という。）を有し、かつ、次に掲げる部隊又は機関に所属する陸上自衛官のうち防衛大臣の指定する者で航空機に随時乗り組んで技能証明訓令第2条第4号に掲げる機上整備を行うことを本務とするもの

- イ 中部方面航空隊
- ロ 西部方面航空隊
- ハ 第8師団第8飛行隊
- ニ 陸上自衛隊の各旅団（第12旅団及び第15旅団に限る。）のヘリコプター隊
- ホ 第1ヘリコプター団
- ヘ 飛行教導隊
- ト 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校

(3) 高級操縦士、上級操縦士若しくは操縦士の技能証明（以下「操縦技能証明」という。）又はH操縦技能証明を有し、かつ、次に掲げる部隊に所属する海上自衛官のうち防衛大臣の指定する者で固定翼航空機（連絡用航空機を除く。以下同じ。）又は回転翼航空機に随時乗り組んで操縦を行うことを本務とするもの

- イ 護衛艦隊
- ロ 海上自衛隊の各航空隊
- ハ 海上自衛隊の各教育航空隊（小月教育航空隊を除く。）
- ニ しらせ

(4) 航空技能証明を有し、かつ、次に掲げる部隊に所属する海上自衛官のうち防衛大臣の指定する者で航空機に随時乗り組んで技能証明訓令第2条第2号から第5号までに掲げる業務（以下「機上作業」という。）を行うことを本務とするもの

- イ 海上自衛隊の各航空隊
- ロ 海上自衛隊の各教育航空隊（小月教育航空隊を除く。）
- ハ しらせ

(5) 操縦技能証明又はH操縦技能証明を有し、かつ、次に掲げる部隊に所属する航空自衛官のうち防衛大臣の指定する者で固定翼航空機又は回転翼航空機に随時乗り組んで操縦を行うことを本務とするもの

- イ 航空自衛隊の各航空団

- ロ 航空自衛隊の各支援飛行隊
- ハ 警戒航空団
- ニ 航空救難団
- ホ 航空戦術教導団
- へ 航空自衛隊の各輸送航空隊
- ト 飛行点検隊
- チ 特別航空輸送隊
- リ 航空自衛隊の各飛行教育団
- ヌ 飛行教育航空隊
- ル 飛行開発実験団

(6) 航空技能証明を有し、かつ、次に掲げる部隊に所属する航空自衛官のうち防衛大臣の指定する者で航空機に随時乗り組んで機上作業を行うことを本務とするもの

- イ 中部航空方面隊司令部支援飛行隊
- ロ 警戒航空団
- ハ 航空救難団
- ニ 航空戦術教導団
- ホ 航空自衛隊の各輸送航空隊
- へ 飛行点検隊
- ト 特別航空輸送隊
- チ 飛行開発実験団

(7) 航空技能証明を有し、かつ、情報本部大井通信所に所属する自衛官のうち防衛大臣の指定する者で航空機に随時乗り組んで技能証明訓令第2条第5号に掲げる偵察等を行うことを本務とするもの

(8) 操縦技能証明、L操縦技能証明又はH操縦技能証明を有し、かつ、防衛装備庁岐阜試験場に所属する自衛官のうち防衛大臣の指定する者で航空機に随時乗り組んで操縦を行うことを本務とするもの

(9) 操縦技能証明を有し、かつ、固定翼航空機の操縦教育課程若しくは操縦に関する講習又はこれらに準ずる飛行教育として防衛大臣の指定するものを履修している自衛官

(10) L操縦技能証明を有し、かつ、連絡用航空機の操縦教育課程又は操縦に関する講習を履修している自衛官

(11) H操縦技能証明を有し、かつ、回転翼航空機の操縦教育課程又は操縦に関する講習を履修している自衛官

(12) 航空技能証明を有し、かつ、機上作業に関する教育課程又は講習を履修している自衛官

2 令第11条の3第1項第2号に掲げる乗員として防衛大臣の定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第4号に掲げる者が地上において訓練を受けている期間にあつては、この限りでない。

(1) 技能証明訓令別紙第1第3項各号に掲げる条件のいずれかを満たすための課程又は講習を履修している自衛官

(2) 技能証明訓令別紙第1第6項各号に掲げる条件のいずれかを満たすための課程又は講習を履修している自衛官

(3) 技能証明訓令別紙第1第8項各号に掲げる条件のいずれかを満たすための課程又は講習を履修している自衛官

(4) 技能証明訓令別紙第1第12項各号に掲げる条件のいずれかを満たすための課程（防衛大臣が指定する課程を除く。）又は講習を履修している自衛官

3 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者を含むものとする。

(1) 前項第1号に掲げる者 L操縦技能証明若しくはH操縦技能証明又は航空技能証明を有する者

(2) 前項第2号に掲げる者 H操縦技能証明又は航空技能証明を有する者

(3) 前項第3号に掲げる者 操縦技能証明若しくはL操縦技能証明又は航空技能証明を有する者

4 令第11条の3第1項第3号に掲げる乗員として防衛大臣の定める者は、操縦技能証明又はH操縦技能証明を有する航空自衛官のうち前3項のいずれにも該当せず、かつ、航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）に基づく年間飛行（操縦に要する技量を維持するためのもの

に限る。)を実施することとされているものとする。

(昭38庁訓5・昭39庁訓18・昭39庁訓28・昭40庁訓16・昭40庁訓22・昭40庁訓31・昭40庁訓47・昭42庁訓19・昭42庁訓32・昭43庁訓6・昭44庁訓19・昭44庁訓47・昭46庁訓4・昭47庁訓55・昭48庁訓13・昭48庁訓40・昭48庁訓61・昭49庁訓31・昭50庁訓6・昭51庁訓36・昭52庁訓6・昭53庁訓9・昭54庁訓27・昭55庁訓4・昭55庁訓36・昭56庁訓9・昭56庁訓45・昭57庁訓4・昭58庁訓3・昭58庁訓8・昭58庁訓20・昭58庁訓28・昭59庁訓2・昭59庁訓21・昭60庁訓1・昭60庁訓4・昭60庁訓39・昭61庁訓7・昭61庁訓19・昭61庁訓49・昭62庁訓2・昭62庁訓11・昭63庁訓8・昭63庁訓8・昭63庁訓33・平元庁訓1・平元庁訓4・平元庁訓16・平2庁訓1・平2庁訓3・平2庁訓38・平3庁訓36・平4庁訓13・平4庁訓33・平5庁訓42・平6庁訓17・平7庁訓45・平8庁訓3・平9海訓5・平9庁訓8・平10庁訓12・平11庁訓8・平11庁訓10・平11庁訓42・平12庁訓25・平12庁訓89・平13庁訓2・平13庁訓12・平13庁訓33・平16年庁訓22・平18年庁訓38・平19年庁訓1・平20省訓12・平20海自訓19・平20省訓47・平21省訓35・平22省訓8・平23省訓16・平25省訓7・平25省訓16・平26省訓10・平26省訓61・平27省訓39・平28省訓4・平30省訓15・平31省訓5・令2省訓14・令2省訓60・令5省訓1・一部改正)

(100分の94.2の範囲内において防衛大臣が定める割合)

第2条 令第12条第1項に規定する100分の94.2の範囲内において防衛大臣が定める割合は、乗員の属する次の各号に掲げる階級(当該乗員の属する階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐である場合にあつてはその者に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「法」という。))別表第2の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

- (1) 陸将補、海将補及び空将補以上 100分の84.5
- (2) 1等陸佐(一)、1等海佐(一)及び1等空佐(一) 100分の84.9
- (3) 1等陸佐(二)、1等海佐(二)及び1等空佐(二) 100分の85.9
- (4) 1等陸佐(三)、1等海佐(三)及び1等空佐(三) 100分の86.4
- (5) 2等陸佐、2等海佐及び2等空佐 100分の91.6
- (6) 3等陸佐、3等海佐及び3等空佐 100分の94.2

(昭18庁訓63・追加・平19年庁訓1・平25省訓7・旧第1条の2繰下・一部改正)

(防衛大臣が定めるジェット機)

第3条 令第12条第1項に規定する心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が定めるジェット機は、次に掲げるものとする。ただし、同項第3号に掲げる乗員が操縦するものを除くものとする。

- (1) F-15
- (2) F-2
- (3) F-35
- (4) T-4(第4航空団第11飛行隊が使用するものに限る。)

(平25省訓7・追加・平28省訓62・令2省訓14・令3省訓18・一部改正)

(乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合)

第4条 令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる乗員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 次に掲げる乗員 100分の100
 - イ 第1条第1項第1号に掲げる乗員
 - ロ 第1条第1項第3号に掲げる乗員(同号ロ又はハに掲げる部隊に所属する者に限る。)
 - ハ 第1条第1項第4号に掲げる乗員(同号イ又はロに掲げる部隊に所属する者に限る。)
 - ニ 第1条第1項第5号に掲げる乗員
 - ホ 第1条第1項第8号に掲げる乗員
 - ヘ 第1条第1項第9号から第12号までに掲げる乗員(次号ニに掲げる者を除く。)
- (2) 次に掲げる乗員 100分の85
 - イ 第1条第1項第2号に掲げる乗員
 - ロ 第1条第1項第6号に掲げる乗員
 - ハ 第1条第1項第7号に掲げる乗員
 - ニ 第1条第1項第12号に掲げる乗員(陸上自衛官又は航空自衛官である者に限る。)
- (3) 第1条第2項各号に掲げる乗員(次号に掲げる者を除く。) 100分の80
- (4) 第1条第2項第4号に掲げる乗員(陸上自衛官又は航空自衛官である者に限る。) 100分

の68

(5) 次に掲げる乗員 100分の50

イ 第1条第1項第3号に掲げる乗員（同号イ又はニに掲げる部隊に所属する者に限る。）

ロ 第1条第1項第4号に掲げる乗員（同号ハに掲げる部隊に所属する者に限る。）

(6) 第1条第4項に規定する乗員 次のイからハまでに掲げる階級の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合

イ 空将補以上（法第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。） 100分の25

ロ 1等空佐以上（イに掲げる者を除く。）、2等空尉及び3等空尉 100分の50（その者の受ける俸給の特別調整額の種別が1種又は2種の場合にあつては、100分の40）

ハ 2等空佐、3等空佐及び1等空尉 100分の65

2 令第11条の3第1項第1号に掲げる乗員が他の官職を兼ね、当該官職が随時航空機に乗り組んで操縦又は機上作業を行うことを本務とするものでない場合における令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合は、前項の規定にかかわらず、その都度、防衛大臣が定めるものとする。

（昭40庁訓9・昭40庁訓31・昭40庁訓47・昭42庁訓32・昭42庁訓41・昭46庁訓4・昭47庁訓26・昭48庁訓13・昭48庁訓55・昭49庁訓31・昭50庁訓6・昭50庁訓40・昭54庁訓27・昭55庁訓4・昭56庁訓9・昭57庁訓4・昭58庁訓2・昭58庁訓3・昭58庁訓8・昭58庁訓20・昭58庁訓28・昭59庁訓2・昭59庁訓21・昭60庁訓1・昭60庁訓4・昭60庁訓39・昭60庁訓42・昭61庁訓7・昭61庁訓19・昭61庁訓49・昭62庁訓2・昭62庁訓11・昭63庁訓30・昭63庁訓33・平元庁訓1・平元庁訓4・平元庁訓16・平2庁訓1・平2庁訓3・平2庁訓38・平3庁訓36・平6庁訓36・平10庁訓10・平11庁訓10・平12庁訓94・平13庁訓12・平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平19年庁訓1・平20海自訓19・平20省訓47・平21省訓22・平21省訓35・平22省訓15・平26省訓35・令2省訓60・一部改正・平25省訓7・旧第2条繰下・全改）

（乗員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の航空手当の計算の基準額）

第5条 令第11条の3第6項第1号の防衛大臣の定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸による俸給月額とする。

2 令第12条第8項の防衛大臣の定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸（令第11条の3第1項第3号に規定する自衛官（法第6条第2項の規定の適用を受ける自衛官を除く。）にあつては、2号俸）による俸給月額とする。

（昭41庁訓36・追加、昭42庁訓41・昭48庁訓55・昭54庁訓27・昭60庁訓42・平3庁訓36・平13庁訓30・平16年庁訓22・平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平19年庁訓1・平19省訓28・平20省訓27・平25省訓7・旧第2条の2繰下・平26省訓35・一部改正）

（引き続き4時間以上にわたる飛行を行つて、食事を無料で支給することが必要であると認める理由）

第6条 令第14条第2項第4号の2に基づく食事を支給することが必要であると認める理由は、当該飛行に際し操縦又は機上作業に従事する職員として乗り組み、その飛行期間中に通常の食事時間が含まれる場合とする。

（昭61庁訓49・平25省訓7・旧第3条繰下・一部改正）

（乗員等に対する無料加給食）

第7条 令第14条第3項の規定により、乗員には、乗員となつた日から乗員でなくなつた日までの間、航空勤務者として必要な特別の食事を、ジェット機に乗り組むべき乗員にあつては月額120円、その他の乗員にあつては月額67円を基準として支給する。ただし、乗員が防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第4条第1項各号に掲げる場合のいずれかに準ずる場合に該当したときは、この限りでない。

2 引き続き4時間以上にわたる飛行を行う航空機に乗り組み、操縦又は機上作業に従事する職員には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める食数の機上加給食を支給する。

(1) 当該飛行時間中に通常の食事時刻が含まれる場合（次号に掲げる場合を除く。）その食事時刻の回数1回につき1食

(2) 通常の夕食時刻以前に当該飛行を開始し、引き続き夜間飛行を行う場合 当該飛行4時間につき1食

(3) 通常の夕食時刻以後に当該飛行を開始する場合 当該飛行4時間につき1食

- 3 機上加給食は、1食につき40円を基準とする。ただし、前項第2号に規定する場合において支給すべき機上加給食のうち通常の食事に対する機上加給食以外のもの及び同項第3号に規定する場合において支給すべき機上加給食については、1食につき366円を基準とする。

(昭40庁訓31・昭41庁訓17・昭41庁訓38・昭42庁訓19・昭42庁訓41・昭43庁訓49・昭44庁訓47・昭45庁訓43・昭46庁訓47・昭47庁訓54・昭48庁訓52・昭49庁訓31・昭49庁訓44・昭50庁訓45・昭51庁訓36・昭52庁訓41・昭54庁訓37・昭55庁訓38・昭56庁訓46・昭58庁訓30・昭59庁訓45・昭61庁訓49・昭61庁訓50・平元庁訓60・平2庁訓46・平3庁訓36・平9庁訓25・平15庁訓45・16庁訓第42号・平19年庁訓1・平25省訓7・旧第4条繰下・一部改正・平26省訓22・一部改正・令6省訓50・一部改正)

附 則

(平19省訓28・平20省訓1・平22省訓15・一部改正)

この訓令は、昭和37年2月1日から施行する。ただし、第1条第1項第4号ロ及び第2条の規定は昭和36年7月15日から、第1条第1項第2号及び第3号の規定は同年9月1日から、同条同項第1号の規定は昭和37年1月18日から適用する。

附 則 (昭和38年2月15日庁訓第5号)

この訓令は、昭和38年2月15日から施行する。ただし、この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第1項第4号へ及び同項第5号ホの規定は、昭和37年10月1日から適用する。

附 則 (昭和39年6月19日庁訓第18号)

この訓令は、昭和39年6月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年8月14日庁訓第28号)

この訓令は、昭和39年8月14日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則 (昭和40年2月26日庁訓第9号) (抄)

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

附 則 (昭和40年3月26日庁訓第16号)

- 1 この訓令は、昭和40年3月26日から施行する。
- 2 この訓令中、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行規則の規定は昭和39年9月1日から、第2条の規定による改正後の乗員の範囲に関する訓令の規定は同年10月26日から、第3条の規定による改正後の乗員の範囲に関する訓令の規定は同年12月28日から、第4条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行規則の規定は昭和40年1月1日から適用する。

附 則 (昭和40年3月30日庁訓第22号)

この訓令は、昭和40年3月30日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。

附 則 (昭和40年4月15日庁訓第31号)

この訓令は、昭和40年4月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和40年11月18日庁訓第47号)

この訓令は、昭和40年11月18日から施行し、同年8月21日から適用する。

附 則 (昭和41年4月27日庁訓第17号)

この訓令は、昭和41年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年12月24日庁訓第36号)

- 1 この訓令は、昭和41年12月24日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和41年9月1日から適用する。

附 則 (昭和41年12月28日庁訓第38号)

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和42年8月4日庁訓第19号)

- 1 この訓令は、昭和42年8月4日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第4条の規定に基づき噴射推進を主とする固定翼航空機に限定された者についてのこの訓令による改正後の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の適用については、ターボジェット発動機をおもな動力と

する固定翼航空機に限定されたものとみなす。

附 則（昭和42年10月24日庁訓第32号）

- 1 この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。
- 2 昭和42年11月30日までの間は、改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第1項第4号中「第81航空隊」とあるのは、「第81航空隊又は第82航空隊」と読み替えるものとする。

附 則（昭和42年12月27日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、昭和42年12月27日から施行する。ただし、第6条の規定及び第7条中第4条第3項の改正規定は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令（第4条第3項を除く。）、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月1日庁訓第6号）

この訓令は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月25日庁訓第49号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年12月25日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月16日庁訓第19号）

この訓令は、昭和44年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月25日庁訓第47号）

- 1 この訓令は、昭和45年1月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定は、昭和44年12月10日から適用する。

附 則（昭和45年12月24日庁訓第43号）

この訓令は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月1日庁訓第4号）

- 1 この訓令は、昭和46年3月1日から施行する。
- 2 改正後の乗員の範囲等に関する訓令第2条第1項及び第4項の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和46年12月22日庁訓第47号）

- 1 この訓令は、昭和46年12月22日から施行する。
- 2 改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和46年12月16日から適用する。

附 則（昭和47年5月19日庁訓第26号）

- 1 この訓令は、昭和47年5月19日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年11月15日庁訓第54号）

この訓令は、昭和47年11月16日から施行し、この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和47年11月14日から適用する。

附 則（昭和47年11月20日庁訓第55号）

この訓令は、昭和47年11月21日から施行し、この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令は、同年10月11日から適用する。

附 則（昭和48年3月29日庁訓第13号）

- 1 この訓令は、昭和48年3月29日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第1項第2号及び第2条の規定は昭和48年2月22日から、第1条第1項第1号及び第5号の規定は同年3月19日から適用する。

附 則（昭和48年8月13日庁訓第40号）

- 1 この訓令は、昭和48年8月13日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和48年7月9日から適用する。

附 則（昭和48年10月17日庁訓第52号）

この訓令は、昭和48年10月17日から施行し、この訓令による改正後の食事代に関する訓令及び乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和48年10月23日庁訓第55号）

この訓令は、昭和48年10月23日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行細則、防衛庁職員療養及び補償実施規則、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、乗員の範囲等に関する訓令及び俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月14日庁訓第61号）

- 1 この訓令は、昭和48年12月14日から施行し、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定、第2条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定（第1条第1項第4号ハの規定を除く。）及び第3条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、同年10月16日から適用する。
- 2 臨時第1混成群等の編成に伴う俸給の特別調整額等の特例に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第8号）は、廃止する。

附 則（昭和49年7月11日庁訓第31号）

- 1 この訓令は、昭和49年7月11日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）第4条第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第5項、第20条第2項から第4項まで、第21条第2項、第23条第2項、第27条、第27条の2第2項並びに第27条の3の規定、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定並びに第4条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令（以下「改正後の乗員訓令」という。）第2条の規定は昭和49年4月1日から、改正後の施行細則第17条第2項及び別表第6の規定、第3条の規定による改正後の研究職俸給表の適用を受けるべき事務官等の勤務箇所を定める訓令の規定並びに改正後の乗員訓令第1条の規定は同月11日から、改正後の施行細則第32条及び別表第2の規定は同年5月28日から適用する。

附 則（昭和49年12月23日庁訓第44号）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の改正規定は昭和49年12月23日から、第3条及び第4条の改正規定は同年同月24日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月31日庁訓第6号）

- 1 この訓令は、昭和50年3月31日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定は昭和49年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第1項第2号、第2条第4項第1号及び第8項の規定は同年11月27日から、第1条第1項第6号の規定は昭和50年1月21日から適用する。

附 則（昭和50年9月4日庁訓第40号）

- 1 この訓令は、昭和50年9月4日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令（以下「改正後の落下さん訓令」という。）及び第3条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和50年4月1日から適用する。ただし、改正後の落下さん訓令第2条第1号の表中陸将に係る部分は同年7月1日から、改正後の施行細則別表第4の規定（防衛医科大学校に係る部分を除く。）は同月15日から、改正後の施行細則別表第4の規定（防衛医科大学校に係る部分に限る。）は同年8月6日から適用する。

附 則（昭和50年11月7日庁訓第45号）

- 1 この訓令は、昭和50年11月7日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則別表第3、第2条の規定による改正後の防

衛庁職員療養及び補償実施規則並びに第5条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令附則第6項及び第7項の規定は昭和50年4月1日から、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則別表第6並びに第5条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令別表二及び別表ホの規定は同年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年11月5日庁訓第36号)

- 1 この訓令は、昭和51年11月5日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、同月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年3月31日庁訓第6号)

この訓令は、昭和52年3月31日から施行し、改正後の規定は、同年3月25日から適用する。

附 則 (昭和52年12月22日庁訓第41号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和52年12月22日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日庁訓第9号)

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和54年6月22日庁訓第27号)

- 1 この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第19条第1項、第25条の2第3項及び第27条第1項、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令第1条第1項及び第2項並びに第3条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第3項の規定は昭和54年4月1日から、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第25条の2第1項の規定は同月4日から適用する。

附 則 (昭和54年12月12日庁訓第37号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和54年12月12日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日庁訓第4号)

- 1 この訓令は、昭和55年3月25日から施行する。
- 2 改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条及び第2条の規定中しらねに係る部分については、昭和55年3月17日から適用する。

附 則 (昭和55年11月1日庁訓第36号)

この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。ただし、乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和55年10月8日から適用する。

附 則 (昭和55年12月1日庁訓第38号)

- 1 この訓令は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年3月25日庁訓第9号)

この訓令は昭和56年3月25日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定及び第2条の規定による改正後の俸給の特別調整額に関する訓令別表二の規定は同年3月27日から施行する。

附 則 (昭和56年12月17日庁訓第45号)

この訓令は、昭和56年12月17日から施行する。

附 則 (昭和56年12月25日庁訓第46号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和56年12月25日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日庁訓第4号)

この訓令は、昭和57年3月23日から施行する。ただし、この訓令の改正規定中硫黄島航空基地分遣隊に係る部分は、同年3月27日から施行する。

附 則 (昭和58年2月8日庁訓第2号)

この訓令は、昭和58年2月8日から施行する。

附 則 (昭和58年2月8日庁訓第3号)

この訓令は、昭和58年2月8日から施行する。

附 則〔昭和58年3月29日庁訓第8号〕

この訓令は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則（昭和58年5月2日庁訓第20号）

この訓令は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則（昭和58年11月15日庁訓第28号）

この訓令は、昭和58年11月15日から施行する。ただし、この訓令の改正規定中はまゆきに係る部分は、同年11月18日から施行する。

附 則（昭和58年11月30日庁訓第30号）（抄）

1 この訓令は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月14日庁訓第2号）

この訓令は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日庁訓第21号）

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則〔昭和59年12月22日庁訓第45号〕（抄）

1 この訓令は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年1月23日庁訓第1号）

この訓令は、昭和60年1月23日から施行する。

附 則（昭和60年3月13日庁訓第4号）

この訓令は、昭和60年3月14日から施行する。

附 則（昭和60年12月3日庁訓第39号）

この訓令は、昭和60年12月3日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月19日庁訓第7号）

この訓令は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日庁訓第19号）

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日庁訓第49号）

1 この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

2 改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第1項第1号の2並びに第2条第4項第1号及び第5項の規定は、昭和61年11月25日から適用する。

附 則（昭和61年12月22日庁訓第50号）

1 この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月17日庁訓第2号）

1 この訓令は、昭和62年3月17日から施行し、改正後の第1条第1項第1号の2の規定は同年2月6日から、同項第2号並びに第2条第4項第1号及び第8項の規定は同月17日から適用する。

2 改正後の第1条第1項第2号並びに第2条第4項第1号及び第8項の規定の適用については、昭和62年2月19日までの間は、これらの規定中「第45護衛隊」とあるのは、「しまゆき」とする。

附 則（昭和62年5月20日庁訓第11号）

この訓令は、昭和62年5月20日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月31日庁訓第8号）

この訓令は、昭和63年3月31日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同月10日から適用する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第30号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同月1日から適用する。

附 則（昭和63年5月14日庁訓第33号）

この訓令は、昭和63年5月14日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同年4月21日から適用する。

附 則（平成元年1月25日庁訓第1号）

この訓令は、平成元年1月25日から施行する。

附 則（平成元年2月28日庁訓第4号）

この訓令は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成元年3月15日庁訓第16号）

この訓令中、第1条第1項第4号から第6号までの改正規定は平成元年3月16日から、第1条第1項第2号及び第2条の改正規定は同月17日から施行する。

附 則（平成元年12月13日庁訓第60号）（抄）

1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成元年12月13日から、第3条及び第4条の規定は平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年1月31日庁訓第1号）

この訓令は、平成2年1月31日から施行する。

附 則（平成2年3月6日庁訓第3号）

この訓令は、平成2年3月6日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成2年12月26日庁訓第46号）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成2年12月26日から、第3条及び第4条の規定は平成3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び第2条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月24日庁訓第36号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日庁訓第13号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成4年4月10日庁訓第33号）

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年5月28日庁訓第42号）

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日庁訓第17号）

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成6年6月24日庁訓第36号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月29日庁訓第45号）

この訓令は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年2月13日庁訓第3号）

この訓令は、平成8年2月13日から施行し、改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、同年1月31日から適用する。

附 則（平成9年3月6日海自訓第5号）（抄）

1 この訓令中、第1条の改正規定は平成9年3月12日から、第2条の改正規定は同月19日から、第3条の改正規定及び附則第2項から第5項までの規定は同月24日から施行する。

附 則（平成9年3月28日庁訓第8号）

この訓令は、平成9年3月31日から施行する。

附 則（平成9年4月1日庁訓第25号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第10号）

1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。

2 この訓令（第2条第1項第3号の改正規定を除く。）による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は平成9年12月4日から適用する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成11年3月23日庁訓第10号）

この訓令は、平成11年3月25日から施行する。ただし、第1条第1項第5号口の改正規定は、同月31日から施行する。

附 則（平成11年8月2日庁訓第42号）

この訓令は、平成11年8月3日から施行する。

附 則（平成12年3月24日庁訓第25号）

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成12年12月22日庁訓第94号）

この訓令は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月2日庁訓第12号）

この訓令は、平成13年3月5日から施行する。

附 則（平成13年3月27日防衛庁訓令第30号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成13年3月27日庁訓第33号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月31日庁訓第45号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日庁訓第22号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年4月1日庁訓第42号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第38号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2～6 略

附 則（平成20年6月23日海自訓第19号）（抄）

1 この訓令は、平成20年7月30日から施行する。

附 則（平成20年8月29日省訓第47号）

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第29条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日省訓第35号）

この訓令は、平成21年5月20日から施行する。

附 則（平成22年3月25日省訓第8号）（抄）

1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月30日省訓第7号）

1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第4項に規定する乗員（以下「第4項乗員」という。）に対する同訓令第4条第1項第6号の規定の適用については、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成25年3月31日までの間においては、同号イ中「100分の25」とあるのは「100分の37.5（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の12.5）」と、同号ロ中「100分の50」とあるのは「100分の50（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の25）」と、「100分の40」とあるのは「100分の45（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の20）」と、同号ハ中「100分の65」とあるのは「100分の57.5（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の32.5）」とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、同号イ中「100分の25」とあるのは「100分の31.25（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の18.75）」と、同号ロ中「100分の50」とあるのは「100分の50（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の37.5）」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の30）」と、同号ハ中「100分の65」とあるのは「100分の61.25（ジェット機以外の乗員にあつては、100分の48.75）」とする。

3 旧割合（施行日の前日においてその者に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が新割合（施行日においてその者に適用される同令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合をいう。以下この項及び次項において同じ

。）より低い乗員（第4項乗員を除く。）についての同令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合は、施行日から平成25年3月31日までの間においては旧割合に新割合から旧割合を減じた割合に100分の50を乗じて得た割合を加えた割合とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては旧割合に新割合から旧割合を減じた割合に100分の75を乗じて得た割合を加えた割合とする。

4 旧割合が新割合より高い乗員（第4項乗員を除く。）についての防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第12条第1項に規定する乗員の区分に応じて防衛大臣が定める割合は、施行日から平成25年3月31日までの間においては新割合に旧割合から新割合を減じた割合に100分の50

を乗じて得た割合を加えた割合とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間においては新割合に旧割合から新割合を減じた割合に100分の25を乗じて得た割合を加えた割合とする。

- 5 施行日以後に新たに乗員の範囲等に関する訓令第1条に掲げる乗員となった者又は同条に掲げる乗員の区分に変更があった者（第4項乗員を除く。）については、施行日の前日にこの訓令による改正前の乗員の範囲等に関する訓令第1条に掲げる乗員であったもの又は同条に掲げる乗員の区分に変更があったものとみなして、前2項の規定を適用する。

（特別弔慰金に関する訓令の一部改正）

- 6 特別弔慰金に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項第4号、第2項第1号、第3項第9号又は第5項」を「第1条第1項第5号若しくは第8号、第2項第1号又は第4項」に改め、「乗員たる自衛官」の次に「又は第1条第1項第7号に規定する乗員たる航空自衛官」を加え、「とう乗し」を「乗り組み」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

（給食の実施に関する訓令の一部改正）

- 7 給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第4条」を「第7条」に、「行なうに当つて」を「行うに当たつて」に改める。

（賞じゆつ金に関する訓令の一部改正）

- 8 賞じゆつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「第1条第1項第4号、第2項第1号、第3項第9号又は第5項」を「第1条第1項第5号若しくは第8号、第2項第1号又は第4項」に改め、「規定する乗員」の次に「又は第1条第1項第7号に規定する乗員たる航空自衛官」を加え、「おもな」を「主な」に改める。

附 則（平成25年3月22日省訓第16号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。ただし、第13条の規定（自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条の改正規定中第22号を第23号とし、第21号の次に1号を加える部分を除く。）は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（食事代に関する訓令の廃止）

- 2 食事代に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第20号）は、廃止する。

（隊員以外のもので自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令の一部改正）

- 3 隊員以外のもので自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第80号）の一部を次のように改正する。

第5条中「食事代に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第20号）」を「防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第2項」に改める。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

2・3 （略）

附 則（平成26年7月31日省訓第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日省訓第4号）

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成28年10月18日省訓第62号）

この訓令は、平成28年10月18日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

2 （略）

附 則（平成30年6月25日省訓第34号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年6月25日から施行する。

（乗員の範囲等に関する訓令の一部改正）

2 乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「別紙第1第5項各号」を「別紙第1第6項各号」に改め、同項第3号中「別紙第1第7項各号」を「別紙第1第8項各号」に改め、同項第4号中「別紙第1第11項各号」を「別紙第1第12項各号」に改める。

附 則（平成31年3月20日省訓第5号）

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和2年3月25日省訓第14号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年9月30日省訓第60号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月10日省訓第1号）

この訓令は、令和5年1月10日から施行する。

附 則（令和6年3月29日省訓第50号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。